

12号

ハートフル 子どもいじめ防止センターだより

～きこえる いっしょに考えよう～

三木市子どもいじめ防止センター

平成29年 6月発行

兵庫県内で公立中学生の自殺とみられる事件が相次ぎました。昨年9月には、加古川市、10月には神戸市、12月には宝塚市で悲しい事件が起こりました。いずれも、いじめと関連あるか調査中ですが、こんなにも子どもが、自ら命を絶つなんて、とても悲しい事で、何とかしなければならない問題です。いじめは、自殺には至らなくても、被害者に大きな被害を与えるものです。物理的な暴力による怪我などだけではなく、精神的な障がい（うつ病）などを発症することもあります。いじめで悩んだまま学校に行っても、勉強に身が入らない事もあります。また、長期欠席するような事もあります。どちらも学力を身に着ける事が大変難しくなります。いじめは加害者にとっても、もし、被害者が自殺するようなことになったら、罪悪感とかで心の傷が残るでしょう。後のページで紹介しますが、加害者には、刑罰や損害賠償の責任が科せられる場合もあります。

ーいじめている君へー

キモイ、死ねと連日ネットで言われる僕が生まれた日、パパとママはうれしくて、命に代えても守りたいと思ってうれし泣きに泣いたらしいです。この子に出会うために、頑張って今まで生きてきたんだと思えるくらい幸せだったんだって。君があざ笑った子が初めて立った日、初めて歩いた日、初めて笑った日、うれしくて泣いたり、笑ったりした人たちの姿を。君がキモうざいと思った人を、世界中のだれよりも、自分の命に代えても愛している人たちの事を。そして、その人たちと同じように、笑ったり、泣いたりして君を育ててきた、君のお父さん、お母さんが、今人をいじめている君を見てどう思うのかを。



ー「少女と傷とあったためミルク」春名 風花 扶桑社よりー



三木市子どもいじめ防止センター

0794-82-8110

ijime_boshicenter@city.lg.jp

三木市福井 1933-12 三木市立教育センター3階

相談日：月曜日～土曜日

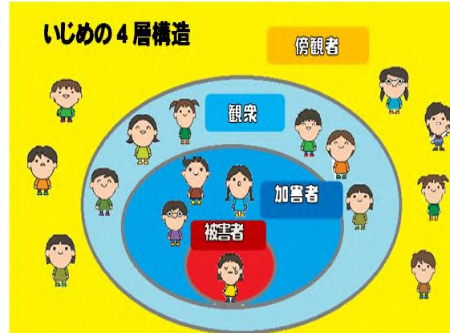
時間：午前9時～午後5時まで

日曜日・祝日はお休みです。



弁護士によるいじめ防止出前授業

三木市子どもいじめ防止センターでは、弁護士さんにいじめ防止のための授業をしていただいています。昨年度は、緑が丘中学校、自由が丘中学校、三木中学校、別所中学校で各4名ずつの弁護士さんに来ていただきました。授業を受けた中学一年生の感想文を基に弁護士授業の内容を紹介します。



感想①

いじめは、いじめられてる側(被害者)、いじめている側(加害者)、はやし立てる側(観衆)、周りで見ている側(傍観者)の4つに分かれていて、その中では見ている側が一番多いということが分かりました。ということは、いじめを止めてあげられる人が一番多いということになると思います。

弁護士さんは、いじめが起きるから事件に関わります。それでは遅いので未然に防止したいと思い、学校に来て、授業をしてくれています。傍観者(見て見ぬふりをする人)が仲裁者(止めに入る人)になれば、多くのいじめは無くなることでしょう。

感想③

自分がいじめるつもりがはくくも相手がそう感じたら「いじめ」になるので、相手が傷つく言葉じゃないか一度確かめてから発言するようにしたいです。いじめはどこにも絶対あると思います。大人が見つけられないいじめもあると思います。いじめられて一人で解決できないときは、話しやすい大人や友達に相談し、自分の身を守ることも大切だと思いました。

被害者がいじめと
感じたらそれは
「いじめ」

いじめ防止対策推進法第2条では、『この法律において「いじめ」とは、・・・当該行為の対象となった児童等(被害者)が心身の苦痛を感じているものをいう。』となっています。被害者を広く保護しようとする考え方に立っています。

大勢の人が
仲裁者に

感想②

もし、いじめられている人がいて、自分がそれに気づいていじめられている人に声をかけたらいいと思うけど、いじめている人にそれを見られたら、今度は自分がいじめられるかも知れないからどうしたら良いか悩めます。

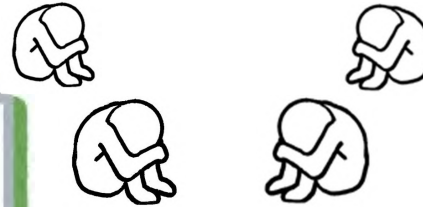
いじめを一人で止めるのはとても怖いことです。この人は被害者に後で声をかけるのも怖いと言っています。学級内で傍観者ばかりで止めに入る人がいない場合は、いじめは許されたことになり、どんどんスカレートしていきます。ひどいいじめを見れば見るほど「今度は、自分が…」と思うとなかなか止められません。「いじめは絶対にいけない」と思う人が増えればどうでしょうか。大勢の人が仲裁者になれば止められるかも知れません。そんな人が増えるようにと弁護士さんは、学校で授業をしてくれています。

大人に相談
しましょう

感想④

いじめは、人のいない所で行われていることもあると思います。だから分かりにくいんじゃないかと思います。でも、本当にいじめはだめなことだと思いました。

インターネットやスマホ(LINE)上のいじめも大変見えにくいです。家に帰っても、長期の休みの時でも、ずっとメールで悪口や、仲間ははずれにしようと言うメールが送られます。恥ずかしい写真をとられ配信されるといふ事件もおきています。学校外で行われるいじめも考えられます。そんな時は、傍観者もいない場合もあると思います。そんな被害にあった時は大人の人に相談しましょう。



いじめは犯罪で、暴行を加えれば
 暴行罪、名誉を傷つけば、
 名誉棄損罪、侮辱すれば侮辱罪、脅
 して物をとれば恐喝罪、相手が
 抵抗できないくらい脅して物を盗
 れば強盗罪など罪になることを初
 めて知りました。いじめた側の
 責任で損害賠償が発生した
 場合、数千万円のお金を払わ
 なくてはならないとしたら、
 家を売って貯金をはたいても
 数千万円には届かないと思ひ
 ます。

自殺させる程のいじめが起きた場
 合、亡くなった命は、戻ってきませ
 ン。亡くなった被害者のお父さんお母
 さんは、たとえお金をもらっても悲し
 みは無くなりません。いじめた側も
 一生、罪悪感が残ることでしょう。

いじめ加害は、ちょっとしたからか
 いのつもりで「いじめ」でも、重い罪
 や、高額の損害賠償が発生すること
 を知っておかなければなりません。こ
 のことを伝えるためにも弁護士さん
 は学校で授業をしています。

- ・ 人を殴れば暴行罪
- ・ ケガをさせれば傷害罪
- ・ お金を盗めば窃盗罪
- ・ 持ち物をかくしても窃盗罪
- ・ 言葉で脅せば脅迫罪
- ・ 脅して金品を要求すれば恐喝罪
- ・ 悪口脅しは名誉毀損、侮辱罪
- ・ 精神的いじめも傷害罪
- ・ 汚物や虫などを無理やり食べさせると強要罪
- ・ 物をかくせば、器物破損罪
- ・ インターネット上では、
 侮辱罪、脅迫罪、迷惑防止条例違反

いじめが犯罪に
 なる場合



最後に、三木市子ど
 もいじめ防止センタ
 ーから地域の方にお
 願いがあります。
 学校を離れた場所、
 登下校中、公園、コ
 ンビニや大型量販店
 などでは、注意すれ
 ば、いじめを早期
 発見することがある
 かも知れません。子
 どもたちの不審な様
 子を見かけられたら
 些細なことでも三木
 市子どもいじめ防止
 センターに連絡して
 ください。いじめは、
 未然防止、早期発見
 が大切です。「地域の
 目」が子どもをいじ
 めから守ります。